

# 社長さん、 事業承継の準備は できていますか？

その2

弁護士 かな口 崇

## 岐阜商工会議所専門家研究会(ぎふ専研)

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

### 1 事業そのものの承継

これは、どうすれば現在事業者が行っている事業を毀損することなく継承者に引き継ぐことができるかという事実問題です。承継した結果事業が行き詰まるようでは、承継は失敗といわざるを得ません。具体的には、誰を承継者に指名するのか、この承継者をどのように経営者として教育するのか、どのような資産を承継していく必要があるのか、その際に必要な費用をどのように調達するのかといった問

題を検討することになるでしょう。

なお、事業に大きな負担が存在する場合、譲り渡す側においてこれを解消の上承継するのが理想でしょう。特に、事業に過大な債務が存在する場合、これを軽減して承継しなければ、継承者は承継後必要以上に大きな負担を引き受けることになってしまいます。

### 2 法律問題

皆さんが最も意識しにくい問題ではないかと思いますが、こ

相続人全員の合意により遺産を分割しますので、一人でもこれに反対する者が現れば成立せず、遺産は共有状態のままです。それでは不都合なので、承継者は、裁判所に調停(裁判所における話し合い)の申立を行うことになり、最終的には裁判により裁判所が決めることになるでしょう。非常に時間がかかりますね？弁護士などに依頼するコストも必要になるかもしれません。

### (2) 共有状態の不都合(株式を例にして)

ところで、遺産の共有状態は、継承者にとって不都合であるとお話ししましたが、どうして共有状態のままでは困るのか、自社株式を例にして説明します。

自社株式も当然遺産ですから、遺言がなければ、相続人全員による共有状態となります。相続人が長男(承継予定者)、次男、長女である経営者が亡くなった場合を例に考えてみましょう(図を見ながら読んでください)。全株式100株の内、経営者が60株、長男が40株所有している状態で経営者が亡くなった場合どうなるでしょうか。皆さんは、相続人らの相続分は3分の1ずつですか、経営者の持ち株60株を3名の子供らが20株ずつ相続するとお考えになりませんか？この考えが正しいな

ら承継者の持分は過半数を超えており(40株+20株=60株)、次男と長女が結託して長男に対抗しても取り敢えず安心です。しかし、この考えは誤りです。先ほど遺産は共有状態となると説明しました。従って、経営者の持ち株60株は、3名の子供ら全員で共有することになります。分かりにくいかもしれませんが、一株一株を3分の1ずつで共有している状態であり、20株ずつ所有しているということでは決してありません。共有状態の60株は、判例により、共有者の頭数の過半数で権利行使することになります。その結果、次男と長女が結託するとこの60株は全部彼らが権利行使することが可能となり、形勢は逆転します。

### (3) 遺留分

遺留分とは、簡単に言えば、遺産に関し、相続人に与えられた最低限の取り分です。従って、先ほどの例でいえば、経営者が全部を長男に与えると遺言しても、長女が「自分は遺留分を主張する。」とすれば、その範囲で遺言は無効となってしまいます。従って、遺言をする際には遺留分に対する配慮が必要となります(なお、長女が遺留分を主張しなければ、その遺言はそのまま有効です。)

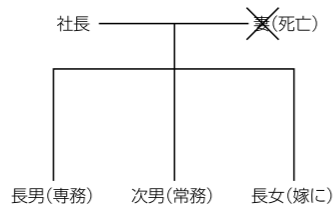
の問題にうまく対応できない場合にも事業承継に重大な支障を来します。法律問題には多くの論点がありますが、ここでは、相続法との関係で見えていきます。

(1) 遺産の共有と遺産分割協議

経営者が何の対策もなく亡くなると、その遺産はどうなるでしょうか。経営者が、遺言を残していない場合、遺産は、原則として、相続人全員の共有状態となります。しかし、後ほどお話しするとおり、継承者にとつてこの状態は非常に不都合です。そこで、継承者は、この共有状態を解消するために、遺産分割協議を行うこととなります。遺産分割協議は、

### 5 最後に

事業承継問題は、頭の中で考えているだけでは一向に進みません。既に「考えてはいるんだが…」という社長さんもおられるでしょう。そのような状況から一歩踏み出し事業承継を実現していきましょう。



弁護士  
かな口 崇氏

●プロフィール  
カナクチ タカシ  
昨年、中小企業支援を目的に「かなくち経営法律事務所」を設立。  
中小企業支援は関係者の連携なくして不可能との考えから、各地の商工会、商工会議所、各士業者と連携して中小企業支援を行っている。